

令和 6 年 6 月 8 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13332

研究課題名（和文）国際法学説史における自然法論の再検討 近代国際法完成期及び戦間期を中心に

研究課題名（英文）Natural Law Theory in the History of International Law in the Former Half of the Twentieth Century Revisited

研究代表者

小栗 寛史（OGURI, Hirofumi）

岡山大学・社会文化科学学域・准教授

研究者番号：80837419

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、これまで十分に検討されてこなかった近代国際法完成期及びその後の戦間期における自然国際法論の内実を解明し、それらが国際法学説史においてどのような意味をもった営みであったのかという点を考察するものである。

本研究において、第一に1776～1914年という時期に上梓された文献の中で、自然国際法論を採用するものを同定し、それらの内容を精査した。第二に、戦間期という時代に提唱された自然国際法論を同定した。その上で、これらの結果を統合することで、戦間期に展開された自然国際法論が、近代国際法完成期における自然国際法論の「再生」として評価可能であることを実証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、近代国際法完成期及び戦間期における自然国際法論の内容とその系譜を主要著作の分析を通して明らかにし、それが国際法学説史においてどのような意味を有するものであったのかという点を検討することを目的とするものである。

この意味において本研究は学説史研究であり、一見すると歴史的価値しか有さないようにも考えられるが、強行規範論のように、理論的基盤を欠きながらも国際社会における公序や共同体的価値に基礎づけられた現代的な国際法論に対する理論的視座を提供し得るものでもあり、ここに本研究の歴史研究としての学術的価値のみならず創造性を見出すことができる。

研究成果の概要（英文）：This project aims to elucidate the substance of natural international law theories during the last years of the long nineteenth century and the subsequent interwar period, which has not been sufficiently examined so far, and to consider what significance these theories held in the history of international law.

In this project, first, among the literature published between 1776 and 1914, those that adopted natural international law are identified and their substances are elaborated. Second, conceptions of natural international law proposed during the interwar period are identified. By integrating these results, it is demonstrated that arguments based on natural international law during the interwar period can be evaluated as a "revival" of the natural international law that had originally proposed in the last decades of the long nineteenth century.

研究分野：国際法

キーワード：国際法史 自然法論 近代国際法 戦間期国際法学

1. 研究開始当初の背景

国際法学説史において、近代国際法の完成期である「長い19世紀」(1776~1914年)は、一般科学の実証主義的傾向及び法学一般におけるその受容とともに、国際法学においても法実証主義が台頭し、それ以前に優勢であった自然国際法論に代替したという意味で「実証主義の時代」として一般的に理解されてきた(W. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte*, 2. Aufl. (Baden-Baden: Nomos, 1988), p.592; M. Garcia-Salmones Rovira, *The Project of Positivism in International Law: The History and Theory of International Law* (Oxford: OUP, 2013), pp.30-35)。

しかしながら、近年の歴史研究が明らかにしたように、このような一般的理解は「神話」に過ぎず、実際にこの時代の終わり頃においても自然国際法論を採用する論者は少なくなかったといえる(M. Vec, "Sources of International Law in the Nineteenth-Century European Tradition: The Myth of Positivism"; in S. Besson/J. d'Aspremont (eds.), *The Oxford Handbook of the Sources of International Law* (Oxford: OUP, 2017), pp.134-135)。また、戦間期において自然国際法論の「再生」といわれるような現象が生起し(田中耕太郎「法律学概論(七・完)」末弘巖太郎(編代)『現代法学全集 第38巻』(日本評論社、1931年)137-153頁)さらには以下で確認されるように、第二次世界大戦後の現代国際法学においても自然国際法論に関連付けられる議論が存在するにも拘わらず、近代国際法完成期及びその後の戦間期における自然国際法論についてはその内容が依然として総体として解明されておらず、両者の関係についても十分に論じられてきていない、というのが研究開始当初の背景であった。

2. 研究の目的

以上の背景に照らして、本研究は、近代国際法の完成期及び戦間期における自然国際法論の内実と両者の関係を解明し、これらが国際法学説史上有していた意味を問うものである。具体的に言うならば、本研究は、近代国際法完成期及び戦間期における自然国際法論の内容とその系譜を主要著作の分析を通して明らかにし、それが国際法学説史においてどのような意味を有するものであったのかという点を検討することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究は、対象となる時期に公表された関連著作を渉猟し、それらのテキストを丹念にぶんせきするという方法を採用している。また、本研究の方法論についていえば、国際法史研究に法史学における研究の成果を採り入れ、両者を総合するという方法が採用されている。近代国際法完成期についての従来の歴史研究においては、その研究対象となるテキストが一般法史学との関係 各国の法史学における一般的な状況との関係 でどのような位相にあるのかという視点が欠けていたが、このような従来の研究状況に対する反省を踏まえ、関連するテキストを主体的に読解した上で、一般法史学における過去の研究成果との総合を図ろうとする点に、本研究の方法論における学術的独自性と創造性が認められる。

4. 研究成果

本研究は、研究対象となる時期を【 】近代国際法完成期(1776~1914年)【 】戦間期(1915~1945年)に分類し、それぞれの時期における自然国際法論の代表的著作の検討を通して自然国際法論の展開史を解明し、【 】両者の関係を整理した上で、同時代における一般法史学における「自然法の再生」との比較検討を行うことで、自然法論に関する国際法史研究と一般法史学研究との接合を目指すものであった。このような計画に従い、具体的には以下のような成果を得た。

(1) 近代国際法完成期における自然国際法論 1776~1914年

近代国際法が自然法論と不可分の一体のものとして構想されてきたことについては学説上の異論はなく、特に近代国際法成立期の自然国際法論については国内外の多くの先行研究の蓄積がある(e.g., S. Zurbuchen, *The Law of Nations and Natural Law 1625-1800* (Leiden: Brill, 2019))。これに対して、本研究課題が主たる対象とする近代国際法の完成期については、「実証主義の時代」として理解されてきたため、そこにおける自然国際法論の内容とその展開過程については十分に論じられてきてはいない。そのため、まずは1776~1914年という時期に上梓された文献の中で、自然国際法論を採用するものを同定し、それらの内容を精査する必要がある。

このような問題意識の下で、まずは同時期に上梓された最初期の中心的文献としてG. Fr. von Martens, *Primaе lineae juris gentium Europaearum practici in usum auditorum adumbratae* (Gottingae: J. C. Dietrich, 1785)を同定し、同著作の分析を行った。さらに、同著作に前後して出版されたもので主要となるテキストとして以下に掲げる著作を同定し、それぞれの読解・分析を行った。とりわけ、従来十分に解明されてこなかったテキスト群として、次のものが挙げられる。

- ・ J. A. von Ickstadt, *Elementa iuris gentium* (Wirceburgi: Kleyer, 1740)
- ・ J. F. L. Schrodt, *Systema iuris gentium* (Bambergae: Dederich, 1768)
- ・ D. H. L. von Ompteda, *Litteratur des gesammten sowohl natürlichen als positiven Völkerrechts*, 1. Theil (Regensburg: Montag, 1785)
 - ・ K. G. Günther, *Europäisches Völkerrecht in Friedenszeiten nach Vernunft, Verträgen und Herkommen, mit Anwendung auf die teutschen Reichsstände*, 1. Teil (Altenburg: Richter, 1787)
 - ・ G. Hufeland, *Lehrsätze des Naturrechts und der damit verbundenen Wissenschaften* (Jena: Cuno, 1790)
 - ・ J. C. Hoffbauer, *Naturrecht aus dem Begriffe des Rechts entwickelt* (Halle: 1793)
 - ・ C. G. Rössig, *Die Grundsätze des Natur- und Völkerrechts, des allgemeinen Staats- und allgemeinen bürgerlichen Rechts*, 2. Theil: welcher das Natur- und Völkerrecht enthält (Leipzig: Georg Emanuel Beer, 1794)
 - ・ L. H. von Jakob, *Philosophische Rechtslehre* (Halle, Renger, 1795)
 - ・ K. Th. Gutjahr, *Entwurf des Naturrechts* (Leipzig: G. Martini, 1799)
 - ・ F. S. Karpe, *Darstellung der Philosophie ohne Beynahmen, in einem Lehrbegriffe, als Leitfaden bey der Anleitung zum liberalen Philosophieren. Des Lehrbegriffs der praktischen Philosophie*, 3. Theil: Philosophische Rechtslehre (Wien: Wappler und Beck, 1803)
 - ・ A. Bauer, *Lehrbuch des Naturrechts* (Marburg: In der neuen akademischen Buchhandlung, 1808),
 - ・ J. G. E. Maaß, *Grundriß des Naturrechts* (Leipzig: Ambrosius Barth, 1808)
 - ・ C. A. von Droste-Hülshoff, *Lehrbuch des Naturrechts oder der Rechtsphilosophie* (Bonn: A. Marcus, 1823)
 - ・ G. W. Gerlach, *Grundriß der philosophischen Rechtslehre* (Halle: Gebauer, 1824)

(2) 戦間期における自然国際法論の「再生」 1915～1945年

上述の通り、第一次世界大戦後の新たな国際法思想の潮流の一つとして、自然国際法論が「再生」したという指摘が国内の先行研究においてなされてきた(田中「前掲論文」:大澤章『国際法秩序論』(有斐閣、1931年)15-45頁)。しかしながら、先行研究を検討した結果、例えば第一次世界大戦後のドイツにおいて設立され、カトリック法学者によって構成された「キリスト教国際法のための委員会」(Kommission für christliches Völkerrecht)の議論の成果物として刊行された叢書などについては、国内の先行研究は殆ど検討してこなかったことが判明した。さらに、この点は例えば近年の国外における標準的な研究(G. Gordon, "Natural Law in International Legal Theory: Linear and Dialectical Presentations"; in A. Orford/F. Hoffmann (eds.), *The Oxford Handbook of the Theory of International Law* (Oxford: OUP, 2016), pp.279-305)においても見過ごされている点であることも確認された。

以上の状況に鑑みると、そもそも戦間期という時代にどのような自然国際法論が提唱されたのかという点を解明する必要があり、そのため関連性を有する文献を渉猟し、具体的な著作を同定した。

さらに、以上の研究成果を統合することで、戦間期に展開された自然国際法論が、先行研究の評価として示されてきたように近代国際法完成期における自然国際法論の「再生」として評価可能であることを明らかにした。

(3) 一般法史学における「自然法の再生」との比較検討

最後に、以上の作業で解明された2つの時期における自然国際法論が、同時代の一般法史学における「自然法の再生」という現象と如何なる関係にあるのかという点を、両者の比較検討を通して明らかにすることを試みた。かかる作業のためには、まずは同分野における一般的な議論状況を確認する必要があり、国内の先行研究の渉猟の結果、代表的な論文(野田良之「現代自然法」尾高朝雄(編代)『法哲学講座 第5巻(下)』(有斐閣、1958年)123-223頁)を同定し、同論文を出発点として、そこで掲げられた関連する一次文献を渉猟し、それらテキストの読解を通して、同時期における一般法史学上の自然法論を明らかにした。その上で、かかる一般法史学上の議論状況と国際法学におけるそれとの位相を解明しようと試みた。もっとも、この位相を完全に解明するには至っておらず、とりわけ一般法史学における近年の研究動向を正確に把握した上で、一次史料のさらなる検討が必要であるという結論を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 小栗 寛史	4. 巻 -
2. 論文標題 戦争と国際法秩序：国際法史からの眺め	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 小栗 寛史	4. 巻 90
2. 論文標題 近代国際法学形成期末における自然国際法論：「19世紀」国際法学研究序説	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 167～188
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/7162076	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小栗 寛史	4. 巻 72巻
2. 論文標題 実証主義国際法学の確立過程における合意主義の系譜（三）：オープンハイムの共通の同意理論を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小栗 寛史	4. 巻 121
2. 論文標題 〔紹介〕山内進『グロティウス「戦争と平和の法」の思想史的研究 自然権と理性を行使する者たちの社会』（ミネルヴァ書房、2021年、vi + 317頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 104-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小栗 寛史	4. 巻 71
2. 論文標題 書評：C.H. アレクサンドロヴィッチ著、大中真他訳『グローバル・ヒストリーと国際法』（日本経済評論社、2020年）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 364-370
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hirofumi OGURI	4. 巻
2. 論文標題 Taming Politics or Naivete of Positivism in International Law?: Lassa Oppenheim and His Ascertainment of Customary International Law	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Politics and the Histories of International Law	6. 最初と最後の頁 455 ~ 478
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/9789004461802_019	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小栗 寛史	4. 巻 71
2. 論文標題 実証主義国際法学の確立過程における合意主義の系譜（一）：オープンハイムの共通の同意理論を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岡山大学法學會雑誌	6. 最初と最後の頁 1 ~ 64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小栗 寛史	4. 巻 71
2. 論文標題 実証主義国際法学の確立過程における合意主義の系譜（二）：オープンハイムの共通の同意理論を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岡山大学法學會雑誌	6. 最初と最後の頁 1 ~ 67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Hirofumi OGURI
2. 発表標題 From Reception to the Scholarly Pursuit: The Birth of International Law Scholarship in Japan
3. 学会等名 the Korean Society of International Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小栗 寛史
2. 発表標題 Inseparable Pairs?: Japanese Ministry of Foreign Affairs and the Society of International Law, 1880-1914
3. 学会等名 Law(s) and International relations : actors, institutions and comparative legislations (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小栗 寛史
2. 発表標題 実証主義国際法学の確立期における国際法研究の状況
3. 学会等名 九州国際法学会例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小栗 寛史
2. 発表標題 「黙示の合意」としての慣習国際法 トリーベルの共同意思論の受容という観点から
3. 学会等名 九州国際法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 明石欽司、韓相熙	4. 発行年 2023年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 532
3. 書名 近代国際秩序形成と法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------